

常勤役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県信用保証協会の常勤役員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 常勤役員とは、常勤理事および常勤監事を言う。

(役員報酬)

第3条 常勤役員に対しては、役員報酬ならびに役職手当を支給する。

2 常勤役員の報酬額ならびに役職手当は、社会一般の水準、経営内容および職員給与等とのバランスを考慮して、常勤理事会を経て理事長が定める。

3 常勤役員が月の途中で退任する場合は、その属する月を1カ月分として支給する。

(役員賞与)

第4条 常勤役員の賞与については、職員の「賞与金支給規程」に準じて理事長が定める。

(支給方法)

第5条 常勤役員の報酬、役職手当等の支給方法については、職員への支給方法に準じる。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、常勤理事会を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。